

(広報資料)

アルミサッシに  
改修された窓



木製防火雨戸を  
設けることで  
既存木製建具の  
保存が可能に！

平成31年3月25日  
京都市  
都市計画局

〔担当 建築指導部建築指導課〕  
〔電話 222-3620〕

《本事業は、宿泊税を活用しています。》

「木製防火雨戸」で京町家の保存活用を後押し！

## 建築基準法適用除外のための技術的基準の改正のお知らせについて

京都市では、標準的な規模の京町家を対象に、建築基準法を適用除外する際の技術的基準（建築審査会の包括同意基準<sup>※1</sup>。以下「包括同意基準」といいます。）を制定・運用し、景観的、文化的価値を有する京町家等の歴史的建築物の保存活用を促進しています。

京町家<sup>※2</sup>の多くは、外壁の開口部の延焼のおそれのある部分<sup>※3</sup>にアルミサッシ等の防火設備<sup>※4</sup>が求められ、京町家の意匠を保存しながら活用することが困難となっています。このため、本年度、京町家の意匠の保存・復原等が可能となるように、伝統的な形式である木製雨戸を「木製防火雨戸」と捉え直し、燃焼実験によって延焼防止性能の検証を行ってまいりました。

この度、延焼防止性能が検証された木製防火雨戸を設けることで、京町家の伝統的な木製建具を保存しながら活用できるように包括同意基準を改正しましたので、お知らせします。



木製防火雨戸は戸袋内に保管。既存の木製建具を保存できます。



非常時に木製防火雨戸を閉鎖することで、延焼防止性能を確保。

※1 包括同意基準とは、京都市長が建築基準法適用除外指定を行うに当たり、建築審査会の個別の審議を経ることなく同意を得て処分を行うことが可能となる基準のことをいいます。

※2 京町家の9割は、防火地域又は準防火地域に存在しており、当該地域に存する建築物の外壁の開口部については、アルミサッシ等の防火設備<sup>※4</sup>の設置が要求されます。

※3 延焼のおそれのある部分とは、建築物の周辺で火災が起きた場合に、建築物が火災の影響を受ける範囲のことで、敷地境界線又は道路中心線から、1階にあっては3m、2階以上にあっては5mの範囲と定められています。

※4 防火設備とは、建築物の周囲において発生する通常の火災における火炎を20分間遮ることができる性能を有する窓等のことで、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいいます。

# 1 建築基準法適用除外のための包括同意基準の拡充に向けた取組の概要

## (1) 背景

包括同意基準では、京町家の前面道路側を除く外壁の開口部（庭に面する窓等）について、道路に面する部分と比較し、視認性が低く、火災の覚知が遅れるおそれがあるため、防火設備を求めています。

しかし、現在認められている認定仕様の防火設備では、京町家で通常使用される薄く繊細な建具に比べて厚さが大きいなど、京町家の意匠形態に合わず、また、告示仕様の防火設備については、防火雨戸の場合、せっこうボードや亜鉛鉄板を使う必要があるなど、木材のみで作ることができない、重くて操作性が低い等の課題がありました。

そこで、本年度、京町家の意匠の保存・復原等が可能となるように、伝統的な形式である木製雨戸を「木製防火雨戸」と捉え直し、燃焼実験によって延焼防止性能の検証を行ってまいりました。

## (2) 改正内容

外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、延焼防止性能<sup>※</sup>を有するものとして京都市長が認めるものを設ける場合についても、包括同意基準の対象とする改正を行います。これによって、京町家の伝統的な木製建具を保存しながら防火性能を高めることが可能となります。

また、京町家の多様な活用ニーズに応えるため、包括同意基準の対象用途に「事務所」を追加する改正を行います。

※ 建築物の周囲において発生する通常の火災における火炎を20分間遮ることができる性能のことをいいます。

### <京都市長が認める木製防火雨戸の主な仕様>

規格	イメージ図
開口部の高さ 1,820mm以下	
框の厚さ 36mm以上	
鏡板の厚さ 30mm以上	

## (3) 施行日 平成31年4月1日

### <燃焼実験の様子>



要素実験（4種類の面材の性能を検証）




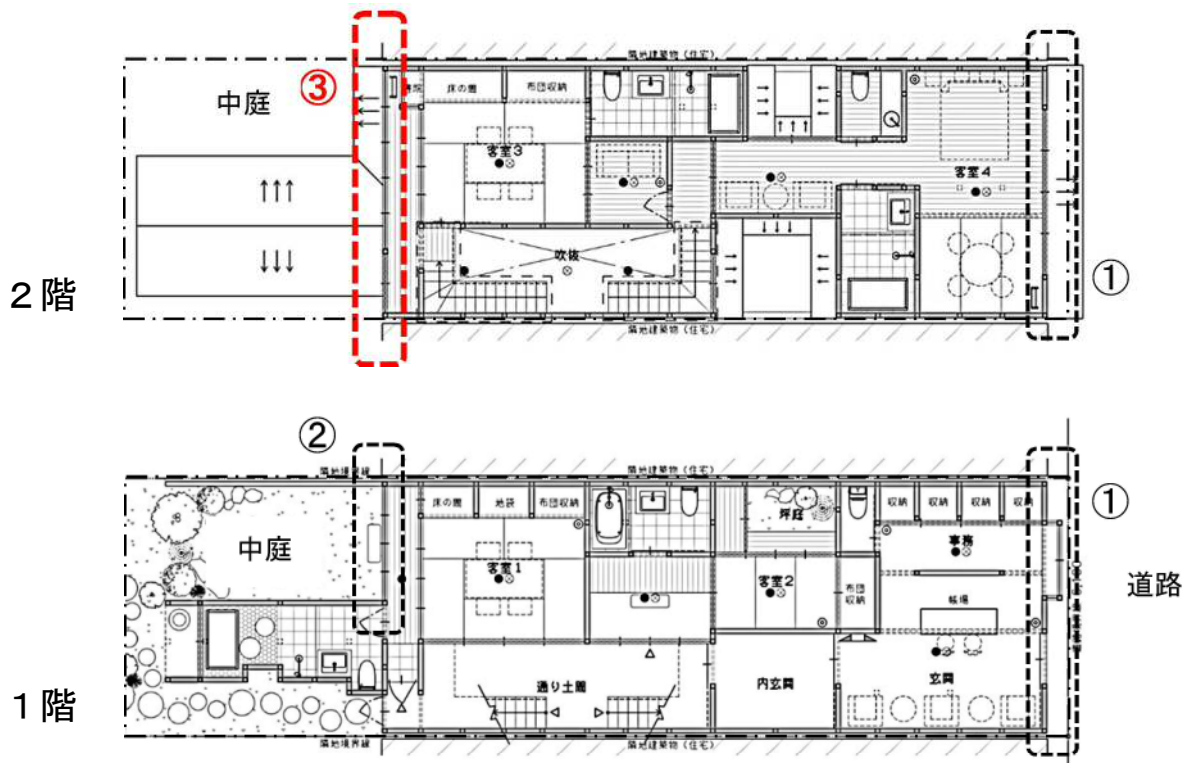
実大実験（腰窓雨戸の性能を検証）



実大実験（掃き出し窓雨戸の性能を検証）

## 2 建築基準法適用除外のための包括同意基準の改正による効果

改正前	改正後
① 前面道路側の外壁の開口部は、既存木製建具のガラスを防火ガラスとすることで、既存の木製建具を保存することができる。	変更なし
② 1階庭側の外壁の開口部は、防火塀を設置することで、既存の木製建具を保存することができる。	変更なし
③ <u>2階庭側の外壁の開口部は、アルミサッシ等の防火設備※としなければならない。</u> 	③ <u>2階庭側の外壁の開口部に、木製の防火雨戸※を設置することで、内側の既存の木製建具を保存することができる。</u> 
※ 告示仕様の防火設備としては、防火塗料を塗布した木材を骨組とし、せっこうボードや亜鉛鉄板を使う防火雨戸等も認められているが、木材のみで作ることができない、重くて操作性が低いなどの課題があった。	※ <u>木製の防火雨戸であるため作りやすく、また、京町家の意匠を保存しながら防火性を高めることができる。</u>



(参考)

## 1 木製防火雨戸に関するこれまでの取組の概要

年月日	内容
平成30年 6月18日	第1回建築基準法適用除外のための包括同意基準の拡充に向けた検討会
8月18日	実験1-1 (4種類の面材の性能を検証) 第2回建築基準法適用除外のための包括同意基準の拡充に向けた検討会
9月24日	実験1-2 (実験1-1を踏まえて改良した2種類の面材の性能を検証) 実験2-1 (腰窓雨戸の性能を検証)
10月20日	実験2-2 (実験2-1を踏まえて改良した2種類の腰窓雨戸の性能を検証) 第3回建築基準法適用除外のための包括同意基準の拡充に向けた検討会
11月23日	実験3-1 (掃き出し窓雨戸の性能を検証)
12月22日	実験3-2 (実験3-1を踏まえて改良した掃き出し窓雨戸の性能を検証)
平成31年 2月 1日	第4回建築基準法適用除外のための包括同意基準の拡充に向けた検討会
3月 8日	包括同意基準の改正

## 2 建築基準法適用除外のための包括同意基準の拡充に向けた検討会について

本取組を効果的に実施するために、専門的な立場から意見を聴取することを目的として、産学官のメンバーから構成される検討会を設置し、協議を積み重ねてきました。

(構成委員)

産	木村 忠紀	京都府建築工業協同組合 理事長
	門岡 直也	一般財団法人日本建築総合試験所
学	長谷見 雄二	早稲田大学理工学術院 教授
	室崎 益輝	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 科長
	安井 昇	桜設計集団一級建築士事務所, 早稲田大学研究員
官	深井 敦夫	国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室長 (オブザーバー)
	山村 忠樹	京都市消防局予防部長
	中山 雅永	京都市都市計画局建築指導部長

事務局：京都市都市計画局建築指導部建築指導課

### 3 本取組に御参画いただいた方々からのメッセージについて

京都府建築工業協同組合 理事長  
木村 忠紀 氏



京都府建築工業協同組合は、これまで早稲田大学と共に京町家等の伝統木造構法の研究開発を行い、土塗壁や化粧軒裏の防火性能が建築基準法で認められるなどの成果を上げてきました。

外壁の開口部については、京町家を構成する重要な外観要素ですが、防火的な弱点でもあるため、京都市と連携協力することで、京町家の意匠に合う木製防火雨戸の研究開発の取組を進めてきました。

伝統的木造建築物の保存活用を進める環境整備としてこの取組の意義は大きく、伝統的な構法に関する研究開発が継続的に行われることを期待します。

早稲田大学理工学術院 教授  
長谷見 雄二 氏



これまで約 20 年間、京町家を始めとする伝統木造を現代の建築として活用していくうえで必要な防災性能の研究開発に携わってきました。

歴史的建築物では建築基準法との調整が困難な中、京都市が京町家を建築基準法適用除外して活用保存促進に踏み切られたことは、画期的な取り組みで、防災のしくみとしても地域の伝統や特徴を積極的に活かしていく手がかりになると思います。

京都にしかない街並みを災害から守りながら、ますます住み易く魅力のあるものとしていくために、制度の発展と活用が進められるよう期待しています。

桜設計集団一級建築士事務所,  
早稲田大学研究員  
安井 昇 氏



2000 年頃より、京町家の土壁、木材現し軒裏、そして今回の外壁開口部と、延焼抑制上重要な部位を、木と土を使って“火事に負けない仕様”をつくることに関わって来ました。

今回の取組は、木材がゆっくり燃える長所を最大限に活かした木製防火建具の開発です。“木材は燃える”＝“危ない”という世の中の認識が、“木材はゆっくり燃える”＝“使い方によっては危なくない”というように変化する契機になればと思います。

今後もより使い易い仕様への改良など、技術的な検討を皆さんと続けていければと思っています。